

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出書類一覧  
 (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

電子申請届出システムにより届出をする場合は、下線を引いている書類は添付不要です。

ただし、他の変更事項（管理者等）とあわせて届け出る場合は（別紙2-2）を添付してください。

加算項目	添付書類
共通	<input type="checkbox"/> <u>介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2-2）</u> <input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等状況一覧（別紙1-3） <input type="checkbox"/> 誓約書（加算様式10） <input type="checkbox"/> <u>変更届・介給届連絡票※1</u> <input type="checkbox"/> <u>定型封筒（切手貼付）※2</u>
夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）
身体拘束廃止取組の有無	<b>【基準型→減算型へ変更する場合】</b> <input type="checkbox"/> 改善計画書(任意様式) 減算対象となる事例ごとに改善計画を記載してください。原則として、改善期間は3ヶ月以内としてください。 <input type="checkbox"/> 改善状況報告書(任意様式) 実際に行った改善の状況を記載してください。減算の対象となる事例が発生した月から3月後に提出してください。 <b>【改善後に減算型→基準型へ変更する場合】</b> ・共通書類のみ
3ユニットの事業所が夜間職員を2名以上とする場合	<input type="checkbox"/> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）
夜間支援体制加算	<input type="checkbox"/> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）
若年性認知症利用者受入加算	・共通書類のみ
利用者の入院期間中の体制	・共通書類のみ
看取り介護加算	・共通書類のみ
医療連携体制	<input type="checkbox"/> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表または病院等との連携契約書の写し <input type="checkbox"/> 重度化した場合における対応に係る指針（看取りに関する指針を含む） <input type="checkbox"/> 資格者証（写）
認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 研修修了証（写） <input type="checkbox"/> 職員の研修計画（加算Ⅱの場合のみ）
科学的介護推進体制加算	・共通書類のみ（※3）
生産性向上推進体制加算	<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28） <input type="checkbox"/> 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の議事概要 <input type="checkbox"/> （加算Ⅰを算定する場合）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果（別紙2）

加算項目	添付書類
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算に係る届出書（別紙14-6） <input type="checkbox"/> 資格者証（写）
介護職員等処遇改善加算等	介護職員等処遇改善加算等のページを参照
LIFEへの登録	<input type="checkbox"/> 共通書類のみ 下記の厚生労働省ホームページに掲載している資料を確認の上で登録手続きをしておいてください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html</a>
割引	<input type="checkbox"/> 地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5-2） <input type="checkbox"/> 運営規程（「割引を設定する場合について」のとおり改正が必要。）

※1 介給届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。

※2 介給届の内容審査後、郵送で変更受付票の送付を希望する場合は添付してください。

※3 届出するにはLIFEへの登録が「あり」である必要があります。

○短期利用を新たに行う場合下記書類が必要となります。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧（短期利用）

短期利用算定に係るチェックリスト

運営規程

注 介護給付費算定に係る体制等状況（短期利用）の項目によって、上の表に記されている書類を添付してください。